

清滝ごみ焼却施設の跡地検討報告書【概要版】

四條畷市交野市清掃施設組合及び四條畷市並びに交野市は、清滝ごみ焼却施設の跡地検討委員会を設置し、清滝ごみ焼却施設の解体事業を含んだ跡地利用及び財政負担低減策となる実現可能な事業について調査、検討を行った。なお、検討委員会は令和3年2月から11月にかけて全7回実施した。

(1) 全国事例調査（報告書p. 4）

人口規模が同程度でごみ焼却施設の新設または解体予定がある95自治体に対して、ごみ焼却施設の跡地利用の用途や活用した財政負担低減策等についてアンケート調査（令和3年8月）を実施し、60自治体から回答を得たが、跡地利用の検討に有効な事例はなかった。

(2) 跡地利用事業案の抽出及び検討（報告書p. 19）

四條畷市、交野市及び組合それぞれが抽出した跡地利用事業案について、利用方法の概要及び費用面、法制度面について下表のとおり整理し、費用面は補助金等の活用の可能性有であれば「○」、法制度面は法的に事業可能であれば「○」とし、いずれも大阪府との協議による場合は「△」、不可の場合は「×」として、費用面、法制度面の両面から総合判定を行った結果、財政負担の低減が図れ、実現可能性のある7案（下表黄色部分）に絞り込んだ。

【跡地利用事業案一覧】

分類	利用方法の概要	費用面				法制度面				総合判定
		補助金・交付金	起債	焼却施設解体費用	判定	自然公園法	都市計画法	建築基準法	判定	
①緊急時の防災等の拠点	臨時ヘリポート（平時はグラウンド）	災害時拠点強化緊急促進事業補助金活用の可能性有	緊急防災・減災事業債活用の可能性有 ※補助金等との併用不可	対象内 ※所管課へ要相談	△	※大阪府の所管課へ要相談	※大阪府の所管課へ要相談	グラウンド＝対象外	△	△
	援助物資の搬入等の拠点（平時はグラウンド）		※災害廃棄物の集積所が対象となるか要確認		△			規模により規制有		△
	災害廃棄物の集積所	平時における補助金等の活用については府・国へ要相談			△	廃棄物の集積・貯蔵施設は不可との記載		グラウンド＝対象外	×	×
②市民等の健康増進施設、レクリエーション施設	ウォーキング・ハイキングの中継地（一休み場所）・グラウンド・キャンプ場・展望施設・公園整備等からなる健康増進施設	社会資本整備総合交付金、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業、都市再生整備計画事業活用の可能性有	防災拠点と併用が条件で緊急防災・減災事業債活用の可能性有 ※補助金等との併用不可	対象内 ※所管課へ要相談	△	※大阪府の所管課へ要相談	※大阪府の所管課へ要相談	建築物は対象	△	△
	車・ハイカー等へのレクリエーション施設を付帯した道の駅				△			建築物は対象		△
	公園				△			建築物以外は対象外		△
	公的建築物	コミュニティ助成事業活用の可能性有	一般的な地方債	対象外	×	※大阪府の所管課へ要相談	不可の可能性有	対象	×	×
③公民連携または民間活用		（活用しない）	（活用しない）	サウンディング、事業可能性調査が必要	×	※大阪府の所管課へ要相談	事業内容・規模による	事業内容による	事業内容による	×
④再生可能エネルギー等関連事業	太陽光発電施設及び再生エネルギー関連研究施設	自立・分散型エネルギー設備導入推進事業等の活用の可能性有	（事業によって）防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債活用の可能性有	対象内 ※所管課へ要相談	△	※大阪府の所管課へ要相談	※大阪府の所管課へ要相談	対象	△	△
	太陽光発電施設				△				△	△
⑤リサイクル等関連施設	プラスチックリサイクル施設	循環型社会形成推進交付金活用の可能性有	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、一般廃棄物処理事業債活用の可能性有	対象内 （循環型社会形成推進交付金）	△	廃棄物の集積・貯蔵施設は不可との記載	都市計画決定が必要 ※大阪府の所管課へ要確認	対象	×	×
	小型家電等の分別施設				△					

(3) 補助金、交付金、起債事業の評価（報告書p. 34）

- ・「災害時拠点強化緊急促進事業補助金」は、四條畷市または交野市において「災害拠点病院」に位置付けられている医療機関はないので、活用できない。
- ・「社会資本整備総合交付金」は、解体費用は交付対象外となり活用できない。
- ・「循環型社会形成推進交付金」廃棄物処理施設の整備は行わないので、対象とならない。
- ・「防災対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」は、防災施設整備事業に解体工事を含み一体事業として施工することにより、解体費用も対象となる。
- ・「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」は補助事業に連動した事業債であり、対象となる補助事業が無いので活用できない。

(4) 関係機関との協議結果（報告書p.36）

検討委員会での複合案の整理

前頁の(2)跡地利用事業案の抽出及び検討と(3)補助金・交付金、起債事業の評価を踏まえ、分類の市民等の健康増進施設、レクリエーション施設（グラウンドを除く）については、防災関連施設ではないので該当する起債が無く、社会資本整備総合交付金を活用しても解体費用は交付対象外であり、太陽光発電施設の設置についても経済的に推奨できないことから、検討委員会としては、緊急時には防災等の拠点（災害時用臨時ヘリポート、援助物資の搬入等の拠点）とし、平時は可能な範囲でグラウンドとして使用し、災害時にはインフラの供給が閉ざされる可能性もあることから、非常用電力の供給の観点から付随的な施設として太陽光発電や蓄電池設備を位置付け、これら複合的に利用する方法が望ましいと考えるとの結論に至った。この複合案を下表にまとめた。

分類	利用方法の概要	用地・施設の位置づけ	費用面の優位性の判定	法規制面の判断	総合判定
緊急時の防災等の拠点	臨時ヘリポート (平時はグラウンド)	緊急輸送拠点	△	△	△
	援助物資の搬入等の拠点 (平時はグラウンド)	備蓄倉庫用地	△		△
市民等の健康増進施設、 レクリエーション施設	グラウンド	健康増進施設	△	△	△
再生可能エネルギー等関連事業	太陽光発電設備	非常用発電設備	※災害時にはインフラの供給が閉ざされる可能性もあることから、非常用電力の供給の観点から付随的な施設として太陽光発電や蓄電池設備を位置付けることとした。		

関係機関協議の結果

前の検討委員会での複合案の整理の内容をもって、大阪府関係課と協議を行った結果、施設の立地については、すべて一定の理解を得られた。

防災関係（緊急時の防災等の拠点）の事業は、解体費用に関しても起債や交付税の対象となるものが有るが、グラウンドを主体とした場合（防災拠点で平時はグラウンド使用とした場合を含む。）には、解体費用に関する有効な起債等の制度はなかった。

検討委員会での絞り込み

検討委員会において、大阪府との協議結果を踏まえ、跡地利用事業案について、費用面、法制度面の両面から財政負担の低減が図れる実現可能性のある利用方法として、緊急時には防災等の拠点として災害時用臨時ヘリポートとし、付随的な施設として災害時の非常用電力確保の観点から太陽光発電や蓄電池設備を設けることに加えて、管理施設に備蓄倉庫の機能を備えるというところまで絞り込んだ。その複合案は下表のとおりである。

分類	利用方法の概要
緊急時の防災等の拠点	災害時用臨時ヘリポート

(5)概算工事費（報告書p.38）

災害時用臨時ヘリポート整備及び清滝ごみ焼却施設解体の概算工事費に、委託費（設計委託、現場管理委託費）を加えると、清滝ごみ焼却施設解体工事費（煙突等除く）は、約11.39億円、災害時用臨時ヘリポート整備工事費は、約2.01億円となる。

清滝ごみ焼却施設解体工事費（煙突等除く）	
解体工事費	約11.05 億円
解体工事修正設計委託費	約0.05 億円
解体工事現場管理委託費	約0.29 億円
計	約11.39 億円

災害時用臨時ヘリポート整備工事費	
ヘリポートの整備工事費	約1.50 億円
ヘリポート整備設計委託費	約0.40 億円
ヘリポート整備現場管理委託費	約0.11 億円
計	約2.01 億円

※上記の表は人件費、諸経費及び維持管理費等含まれていない。

財政負担低減策の活用と財源内訳

財政負担低減策を活用した場合の財源内訳は下記①、②のとおりである。比較した結果、②「緊急防災・減災事業債」を活用した場合、実質的な負担額が最も低くなる。

【参考】解体のみを実施した場合（公共施設等適正管理推進事業債）

整備工事費	解体工事費	工事費計	償還年数 10 年
—	約11.39 億円	約11.39 億円	利率 0.40%
公共施設等適正管理推進事業債 ① 充当率 (90.00%)		一般財源 ②	利子 ③
約10.25 億円	工事費計 × 充当率	約1.14 億円 工事費計 - ①	約0.22 億円
計	約11.61 億円	(a)	
地方交付税措置率 0%		負担額	
約0.00 億円		約11.61 億円	(A)

※ 参考として、令和 2 年度に四條畷市交野市清掃施設組合が、計画していた公共施設等適正管理推進事業債(除却債)を活用した場合を費用比較のために示した。

①防災施設整備工事に解体工事を含んで一体工事として施工する「防災対策事業債」を活用した場合

整備工事費	解体工事費	工事費計	償還年数 20 年
約2.01 億円	約11.39 億円	約13.40 億円	利率 0.50%
防 災 対 策 事 業 債 ① 充当率 (75.00%)		一般財源 ②	利子 ③
約10.05 億円	工事費計 × 充当率	約3.35 億円 工事費計 - ①	約0.52 億円
計	約13.92 億円	(b) ① + ② + ③	
地方交付税措置率 30% (b)'		負担額 (B)	
約3.17 億円	(①+③) × 措置率	約10.75 億円	(b) - (b)'
		差引額(工事費・委託費比較)	
		約0.86 億円	(A) - (B)

②防災施設整備工事に解体工事を含んで一体工事として施工する「緊急防災・減災事業債」を活用した場合

整備工事費	解体工事費	工事費計	償還年数 20 年
約2.01 億円	約11.39 億円	約13.40 億円	利率 0.50%
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 ① 充当率 (100.00%)		一般財源 ②	利子 ③
約13.40 億円	工事費計 × 充当率	約0.00 億円 工事費計 - ①	約0.69 億円
計	約14.09 億円	(c) ① + ② + ③	
地方交付税措置率 70% (c)'		負担額 (C)	
約9.86 億円	(①+③) × 措置率	約4.23 億円	(c) - (c)'
		差引額(工事費・委託費比較)	
		約7.38 億円	(A) - (C)

(6)実施する跡地利用事業(案) (報告書p.44)

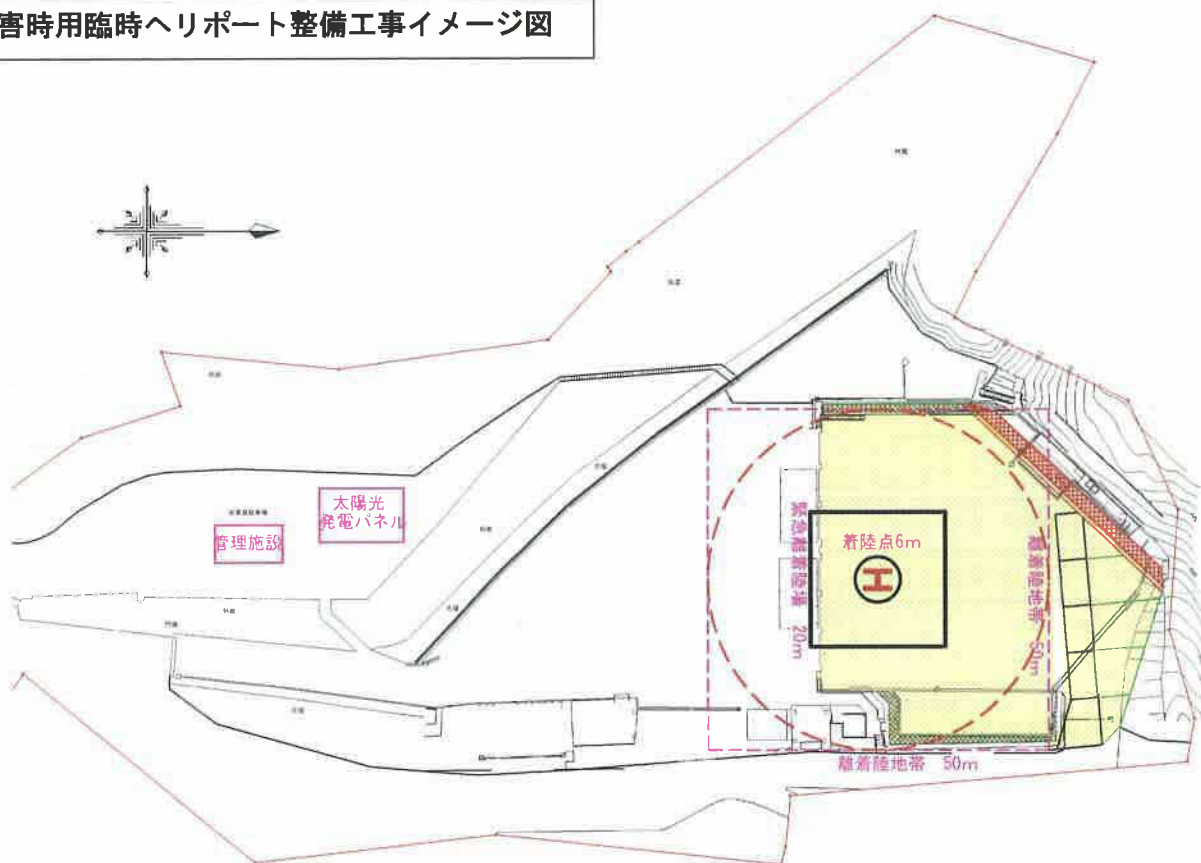
四條畷市、交野市及び組合が抽出した跡地利用事業案を、費用面及び法制度面からの評価や補助金、交付金、起債事業の評価を行い、複合案を見出し、その複合案を持って関係機関との協議を行った結果を踏まえ、財政負担低減策となり得る比較検討を行い、検討委員会として、緊急防災・減災事業債を活用した災害時用臨時ヘリポート整備工事に、清滝ごみ焼却施設の解体工事を含んで施工する工事費の実質負担額が最も低くなることから、財政負担低減の有効な方法として、実施する跡地利用事業案を、以下のとおり取りまとめた。

項目	事業名	財政負担低減策
財政負担低減の有効な方法	災害時用臨時ヘリポート整備事業 (焼却施設解体工事含む)	緊急防災・減災事業債

【概算スケジュール】

令和4～6年度	造成工事及び解体費用の修正見積委託 造成及び解体工事
令和6～7年度	災害時用臨時ヘリポート整備実施設計 災害時用臨時ヘリポート整備工事

災害時用臨時ヘリポート整備工事イメージ図



事業実施にあたっての課題

検討委員会として取りまとめた、実施する跡地利用事業(案)に必要な工事費は、2頁に示す(5)概算工事費の通りとなるが、全体事業費については、さらに人件費、諸経費及び維持管理費等が加算されることに留意する必要がある。

全体事業費及びそれに係る構成市の負担割合並びに事業主体については、四條畷市交野市清掃施設組合構成市(四條畷市、交野市)にて十分に協議を行う必要がある。

敷地の整理については、境界確定ができていないので、敷地境界の確定に複数年(3年以上)必要と見込まれることから、土地所有者(組合)が敷地の確定について関係機関と協議のうえ計画的に進めていく必要がある。

また、土地の所有に関して、四條畷市、交野市及び組合にて今後協議を行う必要がある。